

## 平成22年第2回定例会

### 防災農水商工常任委員会説明資料

頁

#### ◎所管事項説明

1 「『2010年版県政報告書』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について（防災危機管理部主担当分）	1
2 「県民しあわせプラン第三次戦略計画（仮称）（素案）」政策・事業体系について（防災危機管理部主担当分）	2
3 傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準について	13
4 第3次三重地震対策アクションプログラム（素案）について	18
5 三重県業務継続計画について	22
6 三重県復旧・復興マニュアル（仮称）について	26
7 消防の広域化について	29
8 審議会等の開催状況について	30

#### ◎報告事項

1 「みえ風水害対策の日」啓発事業の概要について	32
--------------------------	----

別冊1 傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準

別冊2 第3次三重地震対策アクションプログラム（素案）

平成22年10月6日

防災危機管理部

## 1 「『2010年版県政報告書』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答

防災農水商工常任委員会

重点的な取組	主担当部局名	委員会意見	回 答
重点事業 くらし1 「いのち」を守る みえの防災対策	防災危機管理部	木造住宅の耐震化については、努力してもらっているがなかなか進んでいない。耐震診断、耐震補強工事に対する補助制度とともに、耐震シェルター等安価に実施できる取組についても、一層啓発に努められたい。	2009年度に実施した防災に関する県民意識調査では、耐震診断等の補助制度を知っていると答えた方が半数程度にとどまっています。 このことから、今後は、大きな被害が想定される密集市街地等において、重点的に「住宅団地訪問」や「耐震補強相談会」等を実施するとともに、テレビやラジオでの紹介や防災訓練、イベント等での啓発を継続して実施し、耐震シェルターや簡易耐震補強などの取組を含め、より一層制度の周知を図り、住宅の耐震化を促進していきます。

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回 答
311	防災対策の推進	防災危機管理部	自主防災組織の訓練等実施率について目標達成できているが、自助・共助の一層の推進に向け、災害時に役立つ訓練となるよう更に取り組まれたい。	自主防災組織については、「共助」の取組において中心的な役割を担う重要な組織であると認識しており、活動活性化のための支援を行ってきているところです。 今後とも、避難所運営訓練など、より実践的な訓練を継続的に実施するとともに、津波や洪水、土砂災害など特定の災害が想定される地域については、防災リーダーにその対応方法など特化した啓発、研修を行い、自主防災組織の活動が充実、強化されるよう、市町における取組を支援していきます。

## 施策 3.1.1 防災対策の推進

(主担当部局：防災危機管理部)

目的	対象	多様な主体が	
	意図	災害等に対して安全で安心できる基盤や体制づくりに自立・持続的に取り組み、地域防災力を向上させている	
施策目標 項目 (主指標)	防災に関して「自助」「共助」の取組を行っている県民の割合	目標値	
		現状値	

### 〔施策目標項目の説明〕

- ・自助の取組として、非常持ち出し袋の準備や家具固定などを行っている人の割合と、共助の取組として、過去1年の間に地域における防災活動に参加した人の割合の平均（防災危機管理部地震対策室「防災に関する県民意識調査」）

### （現状と課題）

東海地震、東南海・南海地震をはじめ、内陸直下型地震、増加傾向にある局地的大雨等による大きな災害の発生が危惧されています。また、昭和東南海地震の発生や伊勢湾台風の来襲から半世紀以上が経過し、その被災経験や教訓を風化させることなく次世代に継承していくことが求められています。

このような状況のなか、だれもが安全で安心して暮らすことができる災害に強い地域社会の実現に向けて、「自助」「共助」の活動を推進するため、啓発イベントやマスメディアを活用した防災知識の普及・啓発、みえ防災コーディネーター等の人材育成、多様な主体による防災ネットワークの構築等を行うとともに、自然災害全般に対して計画的に対策を推進する体制の整備や緊急輸送ルートの整備等を進めてきました。

しかしながら、2010年（平成22年）2月に発生したチリ地震に伴う津波発生の際、多くの人が避難行動をとらなかったことや、木造住宅の耐震診断受診率が低いこと、自主防災組織の活動が必ずしも活発に展開されているとは言い難い状況にあることなどから、行政による「公助」とともに、地域ぐるみで自立・持続可能な「自助」「共助」の活動に取り組み防災文化を醸成していく必要があります。

県においても、「第2次三重地震対策アクションプログラム」などの進捗状況をふまえ、計画的に防災対策を推進するとともに、災害発生時に迅速かつ適切に対応するため、県自らの災害対応力を強化していく必要があります。さらに、市町においては、住民の避難対策など地域の特性をふまえた防災対策を推進する必要があり、県としてもこれを支援する必要があります。

### (めざす姿)

すべての県民の皆さんが高い防災意識と正しい防災知識を身につけ、自らの身の安全は自ら守るため、日頃から“知る”“備える”“行動する”「自助」の活動を実践しています。

また、自らの地域は皆で守る「共助」の意識が向上し、すべての地域において、防災文化が地域の文化として根付き、防災活動が自発的、日常的に実践されています。

さらに、県民、自主防災組織、事業者、防災ボランティアなどの皆さんや、県、市町、防災関係機関が、それぞれの責務・役割に応じた防災対策を主体的に担い、ともに力を合わせて自立・持続可能な災害に強い地域社会づくりに取り組んでいます。

### (県の取組方向)

県民の皆さんや市町、防災関係機関とともに、「三重県防災対策推進条例」をはじめ、「防災文化の醸成」「被害の軽減（減災）」「応急体制の確立」を柱とする「第3次三重地震対策アクションプログラム」および「三重風水害等対策アクションプログラム」に基づき、自然災害全般に対して、「自助」「共助」「公助」による総合的な防災対策を計画的に推進します。

特に、行政による「公助」とともに、「自助」「共助」を軸とした地域防災力の向上が重要なことから、防災啓発による県民一人ひとりの防災力向上や地域防災リーダーの育成、次世代を担う子どもたちへの防災教育、企業防災の取組など、多様な主体による災害に強い地域づくりを推進します。

また、減災に大きく寄与する建築物の耐震化、災害時における情報伝達や避難体制の強化、孤立地区の救援体制、地域の災害医療体制の構築のほか、広域防災拠点施設や緊急輸送道路など大規模災害発生時に備えた基盤整備に引き続き取り組みます。

このほか、地域の特性や課題に応じた防災力、災害対応力を強化するため、市町の計画に基づく減災対策や、消防の広域化、広域運用に資する取組を引き続き支援するとともに、産業保安に関わる事故を未然に防止するため、高圧ガス等を取り扱う事業所の立入検査やコンプライアンス研修などを実施します。

## 施策311 防災対策の推進

(主担当部局：防災危機管理部)

<再掲>

目的 的 意 図	対象 多様な主体が		
	災害等に対して安全で安心できる基盤や体制づくりに自立・持続的に取り組み、地域防災力を向上させている		
施策目標 項 目 (主指標)	防災に関して「自助」「共助」の取組を行っている県民の割合	目標値	
		現状値	

県の取組 目標項目 (副指標)	第3次三重地震対策アクションプログラムの進捗率	目標値	
		現状値	
	三重風水害等対策アクションプログラムの進捗率	目標値	
		現状値	

### 〔県の取組目標項目の説明〕

- ・第3次三重地震対策アクションプログラムを構成する取組の平均進捗率(防災危機管理部地震対策室調べ)
- ・三重風水害等対策アクションプログラムを構成する取組の平均進捗率(防災危機管理部防災対策室調べ)

### (施策展開するために取り組む基本事業)

31101 防災対策の計画的な推進	(防災危機管理部)
31102 防災文化の醸成	(防災危機管理部)
31103 防災情報の共有化	(防災危機管理部)
31104 災害対応力の強化	(防災危機管理部)
31105 災害に強い建築物の確保	(県土整備部)
31106 緊急輸送ルートの整備	(県土整備部)
31107 災害医療体制の整備	(健康福祉部)
31108 消防力向上の支援	(防災危機管理部)
31109 高圧ガス等の保安の確保	(防災危機管理部)

基本事業 31101		防災対策の計画的な推進  (主担当：防災危機管理部地震対策室)
目的 的	対象 意図	県、市町、防災関係機関が ともに、防災計画を推進し防災体制が整備されている
基本事業の 目標項目	第3次三重地震対策アクションプログラムの進捗率	目標値
		現状値
	三重風水害等対策アクションプログラムの進捗率	目標値
		現状値

[基本事業目標項目の説明]

- ・第3次三重地震対策アクションプログラムを構成する取組の平均進捗率（防災危機管理部地震対策室調べ）
- ・三重風水害等対策アクションプログラムを構成する取組の平均進捗率（防災危機管理部防災対策室調べ）

基本事業 31102		防災文化の醸成  (主担当：防災危機管理部地震対策室)
目的 的	対象 意図	県民、企業、地域コミュニティが 防災に関する正しい知識を持って災害に備えるとともに、地域ぐるみで災害発生時に的確に対応している
基本事業の 目標項目	自主防災組織の実践的な訓練実施率	目標値
		現状値
	自主防災組織リーダー研修を受講した組織の割合	目標値
		現状値

[基本事業目標項目の説明]

- ・図上訓練や津波避難訓練、避難所運営訓練などの実践的な訓練を実施した自主防災組織の県内全組織数に対する割合（防災危機管理部地震対策室調べ）
- ・県が実施する自主防災組織リーダー研修を受講した者の所属する防災組織数の県内の全組織数に対する割合（防災危機管理部地震対策室調べ）

基本事業 3 1 1 0 3	防災情報の共有化 (主担当：防災危機管理部防災対策室)		
目的 的 意 図	県民及び県、市町、防災関係機関が 防災情報を迅速に入手し、的確に活動している		
基本事業の 目標項目	県防災情報メール配信サービスの 登録者数	目標値	
		現状値	

[基本事業目標項目の説明]

- ・県「防災みえ.jp」メール配信サービスの登録者数（防災危機管理部防災対策室調べ）

基本事業 3 1 1 0 4	災害対応力の強化 (主担当：防災危機管理部防災対策室)		
目的 的 意 図	県が 災害対応力機能を強化し、災害発生時に迅速かつ的確に対応している		
基本事業の 目標項目	県・市町・防災関係機関等が連携 して実施する防災訓練の件数	目標値	
		現状値	
	広域防災拠点施設整備地域数（か 所数）（累計）	目標値	
		現状値	

[基本事業目標項目の説明]

- ・総合防災訓練・防災拠点訓練・図上訓練など、県、市町、防災関係機関等が連携して実施する防災訓練の件数（防災危機管理部防災対策室調べ）
- ・広域防災拠点施設の整備が完了した地域の数（防災危機管理部防災対策室調べ）

基本事業 31105	災害に強い建築物の確保 (主担当: 県土整備部建築開発室)
目的 的 対象	建築物が
意図	地震などの災害に対して安全性が確保されている
基本事業の 目標項目	特殊建築物維持保全の適合率 木造住宅の耐震化に関する補助制度の認知度
	目標値 現状値
	目標値 現状値

〔基本事業目標項目の説明〕

- 定期報告が必要な特殊建築物のうち、建築基準法に適合しており、かつ、維持保全が適正に行われている建築物の割合（県土整備部建築開発室調べ）2014年度の目標値は、2015年春に把握できる2013年度の実績値により測ることとします。
- 1981年（昭和56年）5月以前の住宅に住んでいる人の「木造住宅耐震診断費用補助制度の認知度」および「木造住宅耐震補強工事費用補助制度の認知度」の平均値（防災危機管理部地震対策室「防災に関する県民意識調査」）

基本事業 31106	緊急輸送ルートの整備 (主担当: 県土整備部道路整備室)
目的 的 対象	道路輸送ルートが
意図	災害発生時に確保できている
基本事業の 目標項目	緊急輸送道路に指定されている県 管理道路の整備延長
	目標値 現状値

〔基本事業目標項目の説明〕

- 重要な防災拠点を結ぶ緊急輸送道路の整備延長（県土整備部道路整備室調べ）

基本事業 31107	災害医療体制の整備 (主担当：健康福祉部健康福祉総務室)		
目的 的	対象	災害時に負傷者が	
	意図	必要な医療を適切にうけている	
基本事業の 目標項目	災害派遣医療チーム（D M A T） 数（累計）	目標値	
		現状値	
	災害拠点病院数（累計）	目標値	
		現状値	
	災害医療情報共有手段確保施設数 (累計)	目標値	
		現状値	

[基本事業目標項目の説明]

- ・県内災害拠点病院等において、厚生労働省が実施するD M A T研修を終了した災害派遣医療チームの数（健康福祉部健康福祉総務室調べ）
- ・県内の基幹災害拠点病院および地域災害拠点病院に指定された病院の数（健康福祉部健康福祉総務室調べ）
- ・災害時の医療情報を共有するために衛星電話を配備した災害医療本部および災害医療地方部の数（健康福祉部健康福祉総務室調べ）

基本事業 31108	消防力向上の支援 (主担当：防災危機管理部消防・保安室)		
目的 的	対象	消防機関、消防関係団体が	
	意図	相互に連携しつつ、消防職員・消防団員によって迅速かつ的確な予防活動および消防活動を行っている	
基本事業の 目標項目	消防力の充足率	目標値	
		現状値	
	住宅用火災警報器普及率	目標値	
		現状値	

[基本事業目標項目の説明]

- ・総務省消防庁の基準に基づいて県内市町が算定した消防設備および消防水利の整備目標数に対する現有数の割合（防災危機管理部消防・保安室「消防施設整備計画実態調査」）
- ・総務省消防庁が実施する住宅用火災警報器普及率の推計結果（防災危機管理部消防・保安室調べ）

基本事業 31109	高圧ガス等の保安の確保 (主担当：防災危機管理部消防・保安室)		
目的 的	対象 象	高圧ガス等の取扱者が	
	意図 圖	事故発生を未然に防いでいる	
基本事業の 目標項目	事故発生防止率	目標値	
		現状値	
	コンプライアンス研修参加率	目標値	
		現状値	

[基本事業目標項目の説明]

- ・許認可をしている高圧ガス等施設において、事故が防止された施設の割合（防災危機管理部消防・保安室調べ）
- ・県が実施しているコンプライアンス研修に参加している事業所の割合（防災危機管理部消防・保安室調べ）

施策・基本事業	目標項目	目標項目説明	選定理由	影響する要因	継続	施策・基本事業番号
311	防災対策の推進	防災に関して「自助」「共助」の取組を行っている県民の割合	自助の取組として、非常持ち出し袋の準備や家具固定などを行っている人の割合と、共助の取組として、過去1年の間に地域における防災活動に参加した人の割合の平均（防災危機管理部地震対策室「防災に関する県民意識調査」）	誰もが安全で安心して暮らすことができる災害に強い地域社会を構築していくためには、行政による「公助」とともに、県民が地域ぐるみで自立・持続的な「自助」「共助」の活動に取り組み、地域防災力を向上する必要があるため選定しました。	・少子高齢化、核家族化、一人世帯の増加など社会構造の変化の中で、地域社会において自主的な防災活動を担う人材が減少していくことが考えられます。 ・災害の発生状況が県民の防災意識に影響を与える可能性があります。	311
	第3次三重地震対策アクションプログラムの進捗率		基本事業の数値目標の中で代表的なもの			
	三重風水害等対策アクションプログラムの進捗率		基本事業の数値目標の中で代表的なもの			
31101	防災対策の計画的な推進	第3次三重地震対策アクションプログラムの進捗率	第3次三重地震対策アクションプログラムを構成する取組の平均進捗率（防災危機管理部地震対策室調べ）	県の防災対策の中で、特に重点的に取り組む地震対策の行動計画の進捗状況を指標とすることにより、県の取組状況が説明できることから選定しました。	・国、地方公共団体の財政構造の変化により、計画どおりに防災対策が進まないことが考えられます。	31101
	三重風水害等対策アクションプログラムの進捗率	三重風水害等対策アクションプログラムを構成する取組の平均進捗率（防災危機管理部防災対策室調べ）	県の防災対策の中で、特に重点的に取り組む風水害等対策の行動計画の進捗状況を指標とすることにより、県の取組状況が説明できることから選定しました。	・国、地方公共団体の財政構造の変化により、計画どおりに防災対策が進まないことが考えられます。		
31102	防災文化の醸成	自主防災組織の実践的な訓練実施率	図上訓練や津波避難訓練、避難所運営訓練などの実践的な訓練を実施した自主防災組織の県内全組織数に対する割合（防災危機管理部地震対策室調べ）	住民意識の向上や地域防災力の向上を示す指標として、自主防災組織を構成する住民の主体的な取組の実態を把握できることから選定しました。	・地震による津波被害や風水害による災害を受けやすい地域と比較的災害の想定が少ない地域における自主防災組織、従来から地域コミュニティが形成されている地域と新興住宅地などの比較的新しい地域における自主防災組織では、取組に対する意識の相違により計画どおりに目標が進捗しないことが考えられます。	31102
	自主防災組織リーダー研修を受講した組織の割合	県が実施する自主防災組織リーダー研修を受講した者の所属する防災組織数の県内の全組織数に対する割合（防災危機管理部地震対策室調べ）	地域で想定される災害に備えるための実践的な訓練の中心となる自主防災組織のリーダーへの研修は、地域防災力の向上をはかる活動につながることから選定しました。	・自治会役員が自主防災組織のリーダーとなっている組織においては、リーダーが頻繁に交代し、その都度研修受講の必要が生じるため、取組が進まないことが考えられます。		
31103	防災情報の共有化	県防災情報メール配信サービスの登録者数	県「防災みえ.jp」メール配信サービスの登録者数（防災危機管理部防災対策室調べ）	県民が災害時において迅速な対応が行えるよう携帯電話、インターネットによるメール配信により詳細な気象情報の提供を行っており、県が取り組んだ効果を示すことから選定しました。	・携帯電話事業会社のサービス内容の変更などにより登録者数が減少する可能性があります。 ・防災みえ.JPへのアクセス件数は災害発生時に集中する傾向があります。 ・メール配信サービスの登録者数も災害発生状況に影響を受ける可能性があります。	31103
31104	災害対応力の強化	県・市町防災関係機関等が連携して実施する防災訓練の件数	総合防災訓練・防災拠点訓練・図上訓練など、県、市町、防災関係機関等が連携して実施する防災訓練の件数（防災危機管理部防災対策室調べ）	災害発生時に迅速・的確な対応を行うためには、県、市町、防災関係機関等の連携が極めて重要であることから、これらが連携して実施する防災訓練の実施件数を目標として選定しました。	・県、市町、防災関係機関等の財政状況により計画どおり訓練を実施できないことが考えられます。	31104
	広域防災拠点施設整備地域数（か所数）（累計）	広域防災拠点施設の整備が完了した地域の数（防災危機管理部防災対策室調べ）	「三重県広域防災拠点施設基本構想」により県内5地域に広域防災拠点を整備することとしており、県が取り組んだ効果を示すことから選定しました。	・県内5地域のうち、北勢地域のみが整備に未着手となっていますが、県の財政状況、候補地の選定、地元自治体との協議などにより整備が進まないことが考えられます。		

施策・基本事業	目標項目	目標項目説明	選定理由	影響する要因	継続	施策・基本事業番号
31105 災害に強い建築物の確保	特殊建築物維持保全の適合率	定期報告が必要な特殊建築物のうち、建築基準法に適合しており、かつ、維持保全が適正に行われている建築物の割合（県土整備部建築開発室調べ）。2014年度の目標値は、2015年春に把握できる2013年度の実績値により測ることとします。	第二次戦略計画の目標項目（特殊建築物維持管理の適合率）は、特殊建築物の定期調査報告の厳格化が実施され、調査方法や判定基準が見直されたことにより、従来の目標項目の値の算出が困難になったことから見直しを行いました。新たな目標項目は、安全安心な建築物を確保するためには、不特定多数が利用する既存建築物を法への適合性を確保するのみならず、維持保全も徹底する必要があることから選定しました。	・定期報告が提出された特殊建築物の維持保全状況だけではなく、特殊建築物の定期報告率にも影響されます。		31105
	木造住宅の耐震化に関する補助制度の認知度	1981年（昭和56年）5月以前の住宅に住んでいる人の「木造住宅耐震診断費用補助制度の認知度」および「木造住宅耐震補強工事費用補助制度の認知度」の平均値（防災危機管理部地震対策室「防災に関する県民意識調査」）	第二次戦略計画の目標項目（木造住宅の耐震診断率）は、安全な住まいの割合を増加させるためには、耐震診断に加え、補強工事も促進する必要があること、身近に地震が発生した場合、耐震診断率が極端に伸びるなど外部要因に左右されることから見直しを行いました。新たな目標項目は、木造住宅の耐震診断と補強工事に関する補助制度の認知度であり、県が取り組んだ普及啓発の効果を示すことができるため選定しました。	・県だけでなく、市町や専門家等と連携した普及啓発が必要です。		
31106 緊急輸送ルートの整備	緊急輸送道路に指定されている県管理道路の整備延長	重要な防災拠点を結ぶ緊急輸送道路の整備延長（県土整備部道路整備室調べ）	災害など緊急時に機能する道路ネットワークを早期に整備するため、道路改築および防災対策、橋梁耐震化を重点的に取り組むことの効果を明確に示すことができることから選定しました。	・事業推進にあたっては、関係者等の理解・調整に想定外の時間を要する可能性があります。	△	31106
31107 災害医療体制の整備	災害派遣医療チーム（D M A T）数（累計）	県内災害拠点病院等において、厚生労働省が実施するD M A T研修を終了した災害派遣医療チームの数（健康福祉部健康福祉総務室調べ）	災害時に迅速な医療対応を行うには、災害時の対応について専門的な知識を習得し、病院内外で他県からの応援チームと連携して動ける災害派遣医療チームを多く育成することが必要であることから、チーム数を目標項目として選定しました。	・チームを育成する災害拠点病院等への支援策の有無		31107
	災害拠点病院数（累計）	県内の基幹災害拠点病院および地域災害拠点病院に指定された病院の数（健康福祉部健康福祉総務室調べ）	災害発生時には、医療対応の拠点となる災害拠点病院の機能を確保することが重要であることから、医療圈において災害拠点病院間が相互に補完できるように災害拠点病院の数を目標項目として選定しました。	・災害拠点病院指定にかかる支援策の有無		
	災害医療情報共有手段確保施設数（累計）	災害時の医療情報を共有するために衛星電話を配備した災害医療本部および災害医療地方部の数（健康福祉部健康福祉総務室調べ）	災害時の医療需要に迅速に対応するには、災害発生初期に迅速に医療機関等の情報を収集し共有する必要があることから、災害時でも通話が可能な衛星携帯電話を配備した災害医療本部・災害医療地方部の数を目標項目として選定しました。			
31108 消防力向上の支援	消防力の充足率	総務省消防庁の基準に基づいて県内市町が算定した消防設備および消防水利の整備目標数に対する現有数の割合（防災危機管理部消防・保安室「消防施設整備計画実態調査」）	消防設備及び消防水利の整備状況が消防力を表す指標としてふさわしいと考え選定しました。	・国、地方公共団体の財政状況により計画どおり整備が進まないことが考えられます。	○	31108
	住宅用火災警報器普及率	総務省消防庁が実施する住宅用火災警報器普及率の推計結果（防災危機管理部消防・保安室調べ）	火災予防活動の成果を表す指標として、各家庭における「自助」の取組が反映されることから選定しました。	・火災に対する自助の意識が普及率に大きく影響します。		
31109 高圧ガス等の保安の確保	事故発生防止率	許認可をしている高圧ガス等施設において、事故が防止された施設の割合（防災危機管理部消防・保安室調べ）	高圧ガスや火薬類を取り扱う際の保安を確保し、事故を未然に防ぐことが事業の目的であることから選定しました。	・事故原因は多様で、自然災害やヒューマンエラー等法律の規制や啓発事業では防止できない面もあります。	○	31109
	コンプライアンス研修参加率	県が実施しているコンプライアンス研修に参加している事業所の割合（防災危機管理部消防・保安室調べ）	事故防止対策として、自主保安と合わせコンプライアンスは基本となる事項であり、県が取り組んだ効果を示すことから選定しました。	・社会的に大きなコンプライアンス違反事例が明らかになった年は出席率が高く、事業者の関心に左右される傾向があります。		

#### ●数値目標一覧について

数値目標一覧とは、「県民しあわせプラン・第三次戦略計画（仮称）素案」にある＜施策＞、＜基本事業＞に設定した数値目標を取りまとめたものです。

この一覧では、第三次戦略計画（仮称）素案にある「目標項目」及び「目標項目説明」に加え、「選定理由」（施策、基本事業に設定した数値目標を選んだ理由）及び「影響する要因」（数値目標の達成に影響する要因）を記載しています。

施策には、県民の皆さんにとっての成果を表す「主（メイン）指標」と県が取り組んだことの効果が分かる「副（サブ）指標」が設定されています。

また、基本事業には、県が取り組んだことの効果が分かる指標が一つないし複数設定されています。なお、県が取り組んだことの効果が分かる指標がない場合は、予算などの行政運営資源の投入効果を表す指標が設定されています。

#### ●数値目標一覧の見方について

**継続**

- : 第二次戦略計画から継続
- △: 第二次戦略計画から一部継続  
(例 「率」から「実数」への変更)
- ※ ○・△のあとにある「施策」、「基本」がある場合  
「施策」は施策から基本事業へ  
「基本」は基本事業から施策へ

なお、施策・「副(サブ)指標」と基本事業・指標が共通している指標は、基本事業の方で整理しています。

施策・基本事業	目標項目	目標項目説明	選定理由	影響する要因	維続	施策・基本事業番号
○○○	○○○○○○○○ ○○○	数値目標とする項目を示しています。  <u>施策・主（メイン）指標</u>	目標項目の意味、内容、用語の説明などを記載しています。	この数値目標の選定理由を記載しています。	この数値目標の達成に影響を与える要因を記載しています。	○○○
		■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■	△△△△△△△△△△ △△△△△△△△△△ △△△△△△△△△△	△△△△△△△△△△ △△△△△△△△△△ △△△△△△△△△△	△△△△△△△△△△ △△△△△△△△△△ △△△△△△△△△△	
○○○○○	○○○○○○○○ ○○○	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■	△△△△△△△△△△ △△△△△△△△△△ △△△△△△△△△△	△△△△△△△△△△ △△△△△△△△△△ △△△△△△△△△△	△△△△△△△△△△ △△△△△△△△△△ △△△△△△△△△△	○○○○○

(注) 施策の副指標のうち、「基本事業の数値目標の中で代表的なもの」については、「目標項目」以外の記載を省略しています。それぞれの基本事業の欄をご覧ください。

### 3 救急搬送及び受入れの実施基準の策定について

#### I 経緯

消防法の改正を受け、本県においては、平成22年1月19日に「三重県救急搬送・医療連携協議会」を設置し、傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準について、調査・検討を進め、9月14日に策定・公表したところです。

#### II 実施基準の概要

##### 1 策定にあたっての基本的な考え方等

###### (1) 基本的な考え方

- ① 現状の救急医療体制を基本とする。
- ② 県全体で基準を策定する。
- ③ 救急搬送体制に混乱を招かないよう、わかりやすい表現に努める。
- ④ 調査分析結果を踏まえ、不斷の継続的な見直しを行う。

###### (2) 実施基準が定める範囲

- ① 救急隊が傷病者の受入医療機関を選定するための基準として策定する。
- ② 転院搬送は、実施基準の対象としない。

##### 2 第1号 分類基準

傷病者的心身等の状況に応じた適切な医療の提供が行われることを確保するため医療機関を分類する基準（以下の12分類）

###### (1) 緊急性（生命に影響を及ぼすような、緊急性が高いもの）

- ①重篤（バイタルサイン等による）、②脳卒中、③心筋梗塞（狭心症）
- ④重症の外傷、⑤重症の熱傷、⑥中毒、⑦喘息（重積発作）
- ⑧吐下血（消化管出血）、⑨急性腹症

###### (2) 専門性（専門性が高いもの）

- ①重症度・緊急度が高い妊産婦、②重症度・緊急度が高い小児
- ③精神疾患

##### 3 第2号 医療機関リスト

分類基準に基づき分類された医療機関のリスト

###### (1) 医療機関リストの基本的な考え方

分類基準に基づく医療機関の名称を記載するが、掲載医療機関であっても、専門医の不在、患者の対応中、ベッド満床等により受入れが困難な場合がある。

###### (2) 医療機関リストへ掲載する医療機関について

根治的治療が院内で実施可能な「専門治療が可能な医療機関」のみを掲載することとする。

###### (3) 医療機関の受入れの尊重

医療機関は本基準を尊重し、傷病者の受入れに応じるよう努めるものとする。

#### 4 第3号 観察基準

消防機関が傷病者の状況を確認するための基準

※観察基準の例（緊急性に関する症状の場合）

##### 【緊急性】

###### (1)重篤：生命の危険が切迫しているもの

- 心肺停止またはそのおそれのあるもの 心肺蘇生を行なったもの
- 早期死体现象が認められない

###### (2)重症：生命の危険のおそれがあるもの

成人

###### 第1段階：共通項目（生理学的評価）

- 意識 呼吸 脈拍 血圧 SpO<sub>2</sub> その他

###### 第2段階：症状・病態別に判断する

（※脳卒中から急性腹症まで症状・病態毎に観察基準を規定）

#### 5 第4号 選定基準

消防機関が傷病者の搬送を行おうとする医療機関を選定するための基準

##### (1) 医療機関選定についての基本的な考え方

傷病者を観察した結果、当該傷病者に適した区分に属する医療機関の中から最も搬送時間が短いものを選定する。更に、輪番制、傷病者のかかりつけ医療機関の有無等を考慮して総合的に医療機関を選定する。

##### (2) 一時的な搬送

救急隊が、緊急的に気道確保、静脈路確保等の一時的な処置が必要な場合は、当該処置が可能な医療機関に一時に搬送し、緊急処置後、速やかに目的の医療機関に搬送することを考慮する。

##### (3) 重症度等が高くない場合

重篤もしくは重症度・緊急度が高くないと判断された場合の医療機関の選定方法は、各地域の選定方法を活用する。

##### (4) 隣接地域との連携

地域あるいは時間帯によって観察基準の区分に適した医療機関が当該地域のリストに求められない場合には、あらかじめ隣接地域等との連携をとり、搬送可能な医療機関と情報を共有しておかねばならない。

#### 6 第5号 伝達基準

消防機関が医療機関に対し傷病者の状況を伝達するための基準

##### （消防機関が医療機関に伝達する事項）

- ①年齢・性別、②主訴、③観察基準に基づく観察結果、④原因・受傷機転
- ⑤病院到着までの時間、⑥既往症、⑦応急処置の内容、⑧バイタルの変化
- ⑨アレルギー、⑩服薬の状況、⑪最終食事摂取時間、⑫かかりつけ医

## 7 第6号 受入医療機関確保基準

傷病者の受入れに関する消防機関と医療機関との間の合意を形成するための基準その他傷病者の受入れを行う医療機関の確保に資する事項

### (1) 受入医療機関確保基準の適用について

現場到着後、搬送先医療機関の選定にあたり複数力所に対し依頼をしてもなお搬送先を確定することが出来ず、受入医療機関の選定に30分以上の時間を要した場合に受入医療機関確保基準を適用する。

### (2) 受入医療機関確保基準について

#### ① 消防機関と医療機関との間の合意を形成するための基準

原則として、最寄りの救命救急センター（ただし、救命救急センターへの搬送時間に30分以上を要すると想定される場合は地域の基幹病院）において一時受入れを行い、その後、受入救命救急センター等による地域内での調整のうえ、最終的な受入れ医療機関を決定する。

#### ② その他傷病者の受入れを行う医療機関の確保に資する事項

病院群輪番制を実施する地域毎に、更なる初期、二次、三次の救急医療機関の機能分担を進めながら、原則として、既存の輪番体制により確保することとする。

## 8 第7号 その他基準

傷病者の搬送及び傷病者の受入の実施に関し都道府県が必要と認める事項

### (1) ヘリコプターの活用に関する基準

ドクターヘリの活用方法について、検討していくこととする。

さらに、三重県防災ヘリの救急活動への活用も検討していくこととする。

### (2) メディカルコントロール体制の充実

メディカルコントロール体制の充実方法について、今後も引き続き検討し、充実を図ることとする。

## III 今後の取組について

実施基準の運用にあたっては、消防機関および医療機関の関係者に周知するとともに、観察基準に基づく実施基準の適用事案か否かの判断、応急処置の実施や一時的な処置のための医療機関への搬送など、傷病者の状況に応じた適切な医療機関へ搬送するための技術習得などについて教育を行う必要があります。

また、実施基準の運用後、適切に見直しができるように、検証方法についても検討を行い、さらに、救急搬送体制が地域毎に異なることから、各地域の実情に応じた運用体制を構築することが実施基準の運用準備として必要と考えています。

このため、三重県救急搬送・医療連携協議会メディカルコントロール専門部会において、周知、教育、検証、運用方法について、必要な検討を進め、説明会や指導者講習会等を開催していきます。これらにより、各地域において、実施基準の運用体制が構築されるよう支援し、できるかぎり早い時期に運用が開始されるように取り組んでまいります。

**別 紙**

**実施基準の作成経緯及び今後のスケジュール**

<p><b>H22. 1. 19 第1回救急搬送・医療連携協議会</b> (実施基準作成方針の決定)</p>	
<p><b>( 搬 基 準 専 門 部 会 )</b></p> <p>(第1号)医療機関を分類する基準 (第2号)分類に応じた医療機関のリスト (第6号)受入医療機関の確保に関する基準 (第7号)その他基準</p>	<p><b>( メ デ イ カ ル コ ン ト ロ ー ル 専 門 部 会 )</b></p> <p>(第3号)傷病者の状況の観察基準 (第4号)医療機関の選定基準 (第5号)傷病者の状況の伝達基準</p>
<p><b>H22. 3. 24 第1回搬送基準専門部会</b> (分類基準(案)、受入医療機関確保基準の検討)</p>	
<p><b>H22. 4. 8 第1回救急搬送・医療連携担当者会議</b> (医療機関リスト作成の依頼：病院への調査実施、取りまとめ)</p>	
<p>(各地域で医療機関の受入可否調査の実施)</p>	<p><b>H22. 4. 15 第1回メディカルコン トロール専門部会</b> (観察、選定、伝達基準の作成方針の協議)</p>
<p><b>H22. 5. 25 第2回救急搬送・医療連携担当者会議</b> (各保健所から医療機関調査の状況報告)</p>	
<p><b>H22. 6. 21 第2回搬送基準専門部会</b> (医療機関リスト、受入医療機関確保基準の検討)</p>	<p><b>H22. 6. 28 第2回メディカルコン トロール専門部会</b> (観察、選定、伝達基準の検討)</p>
<p><b>H22. 6. 28 第3回救急搬送・医療連携 担当者会議</b> (医療機関リスト掲載医療機関の確認)</p>	<p><b>H22. 7. 5 救急担当課長会議</b> (観察、選定、伝達基準の協議)</p>
<p>(各地域で医療機関リスト掲載医療機関への確認)</p>	<p>(各消防本部で観察、選定、伝達基準の内 容の確認)</p>
<p><b>H22. 7. 15 第3回メディカルコン トロール専門部会</b> (観察基準、選定基準、伝達基準等の案を作成)</p>	
<p><b>H22. 8. 3 第3回搬送基準専門部会</b> (分類基準、医療機関リスト、受入医療機関確保基準 等の案を作成)</p>	<p><b>H22. 7. 27 救急担当課長会議</b> <b>H22. 8. 23 消防長会議</b> (実施基準の協議)</p>
<p><b>H22. 8. 31 第2回救急搬送・医療連携協議会</b> (実施基準案の審議)</p>	
<p><b>H22. 9. 01 知事への意見具申</b></p>	
<p><b>H22. 9. 14 実施基準策定及び公表</b></p>	
<p>各地域での周知・教育(実施基準運用に向けた具体的な周知・教育)</p>	
<p><b>実施基準の運用開始</b></p>	

## 三重県救急搬送・医療連携協議会委員名簿（25名）

区分	所属・役職	人数
消防機関の職員	四日市市消防本部、桑名市消防本部、鈴鹿市消防本部、津市消防本部、松阪地区広域消防組合消防本部、伊勢市消防本部、伊賀市消防本部、熊野市消防本部の消防長	8名
医療機関の管理者又はその指定する医師	県立総合医療センター、市立四日市病院、三重大学医学部附属病院、吉田クリニック、伊賀市立上野総合市民病院、松阪中央総合病院、山田赤十字病院、紀南病院の病院長	8名
診療に関する学識経験者の団体の推薦する者	三重県医師会副会長、三重県医療審議会周産期医療部会長、三重県精神科病院会長、三重県看護協会会長	4名
都道府県の職員	三重県防災危機管理部長	1名
	三重県健康福祉部長	1名
	三重県保健所長会(伊勢保健福祉事務所長)	1名
学識経験者等 (都道府県が必要と認める者)	三重県市長会(津市健康福祉部長)	1名
	三重県町村会(東員町生活福祉部長)	1名

## 搬送基準専門部会委員名簿（18名）

区分	所属・役職	人数
消防機関の職員	四日市市消防本部参事兼総務課長、津市消防本部消防次長、松阪地区広域消防組合消防本部総合指令室長、	3名
医療機関の管理者又はその指定する医師	青木記念総合病院長、県立総合医療センター院長、鈴鹿中央総合病院長、三重大学医学部附属病院長、三重大学医学部附属病院救急部長、吉田クリニック院長、伊賀市立上野総合市民病院長、松阪中央総合病院長、山田赤十字病院長、山田赤十字病院救急部長、紀南病院長	11名
診療に関する学識経験者の団体の推薦する者	三重県医師会副会長	1名
都道府県の職員	三重県防災危機管理部副部長兼総括室長	1名
	三重県健康福祉部医療政策監兼総括室長(保健・医療分野)	1名
	三重県保健所長会(伊勢保健福祉事務所長)	1名

## メディカルコントロール専門部会委員名簿（19名）

区分	所属・役職	人数
消防機関の職員	四日市市消防本部、桑名市消防本部、鈴鹿市消防本部、津市消防本部、松阪地区広域消防組合消防本部、伊勢市消防本部、伊賀市消防本部、熊野市消防本部の救急担当課長又は救急救命士	9名
医療機関の管理者又はその指定する医師	市立四日市病院救命救急センター長、県立総合医療センター診療部長兼救命救急センター長、三重大学医学部附属病院救急部長、山田赤十字病院救急部長、尾鷲総合病院副院長	5名
診療に関する学識経験者の団体の推薦する者	三重県医師会理事	1名
都道府県の職員	三重県防災危機管理部副部長兼総括室長	1名
	三重県消防学校副参事兼副校長	1名
	三重県健康福祉部医療政策監兼総括室長(保健・医療分野)	1名
	三重県保健所長会(伊勢保健福祉事務所長)	1名

## 4 第3次三重地震対策アクションプログラム（素案）について

第2次三重地震対策アクションプログラムでは、「三重県の減災目標」を定め、主担当部が全てのアクションプログラムに目標値を設定して毎年度進行管理を行ってきました。

第3次三重地震対策アクションプログラムは、「三重県の減災目標」を継続し、目標値による進行管理を行う他、新たに重点的取組を新設するとともに、従来の取組の継続、発展及び重要な取組により減災目標の達成を目指します。

また、計画期間は、平成23～26年度までとします。

### 三重県の減災目標

平成26年度までに、

東海・東南海・南海地震の同時発生時の死者数、経済的被害を半減させる。

死 者 数 : 約4,800人 → 約2,400人

経済的被害額 : 約3兆円 → 約1.6兆円

### 第3次三重地震対策アクションプログラム（素案）の概要

#### 1 第3次三重地震対策アクションプログラムの取組方針

##### (1) 重点的取組の新設

第3次三重地震対策アクションプログラムでは、「三重県の減災目標」に直結する取組を重点的取組として明示し、より重点的取組にふさわしい内容、進行管理方法で進めます。

そして、県民の皆さん一人ひとりが、家庭で、職場で、そして地域で地震対策に取り組む、県民全員参加の防災運動を行うことによる減災目標の達成を目指します。

##### 重点的取組（案）

- ・防災教育と人材の育成
- ・住宅等の耐震化
- ・津波対策の推進

##### (2) 施策の基本的な考え方

重点的取組事項だけでなく、第2次アクションプログラムの取組の成果と課題、近年の地震災害の教訓などを踏まえて、従来の取組を継続、発展して推進します。

##### ①中・長期を見据えた計画的な取組

###### （施策項目）

- ・地震に強いまちづくりの推進
- ・緊急輸送道路の整備、交通対策の促進

## ②実績を踏まえて次の段階へ展開する発展的な取組

### (施策項目)

- ・防災に関する人材の育成
- ・防災訓練の実施

## ③近年の災害の教訓を踏まえた取組

### (施策項目)

- ・災害時要援護者対策の推進
- ・孤立・救援対策の推進
- ・津波避難体制の強化

## 2 施策体系

第2次三重地震対策アクションプログラムに引き続き、3つの「施策目標」のもとに、「施策の柱」、「施策項目」、「アクション」を位置づける体系を踏襲し、地域を守る人づくり、避難対策等の強化、地震災害に強い地域づくり、災害復旧・生活安定対策の充実を新たに施策の柱として位置づけました。

第3次三重地震対策アクションプログラムの施策体系（案）及び第2次三重地震対策アクションプログラムとの比較表は、別紙のとおりです。

## 3 第3次三重地震対策アクションプログラム検討専門部会

「三重県防災会議」に「第3次三重地震対策アクションプログラム検討専門部会」を設置し、検討を行っています。

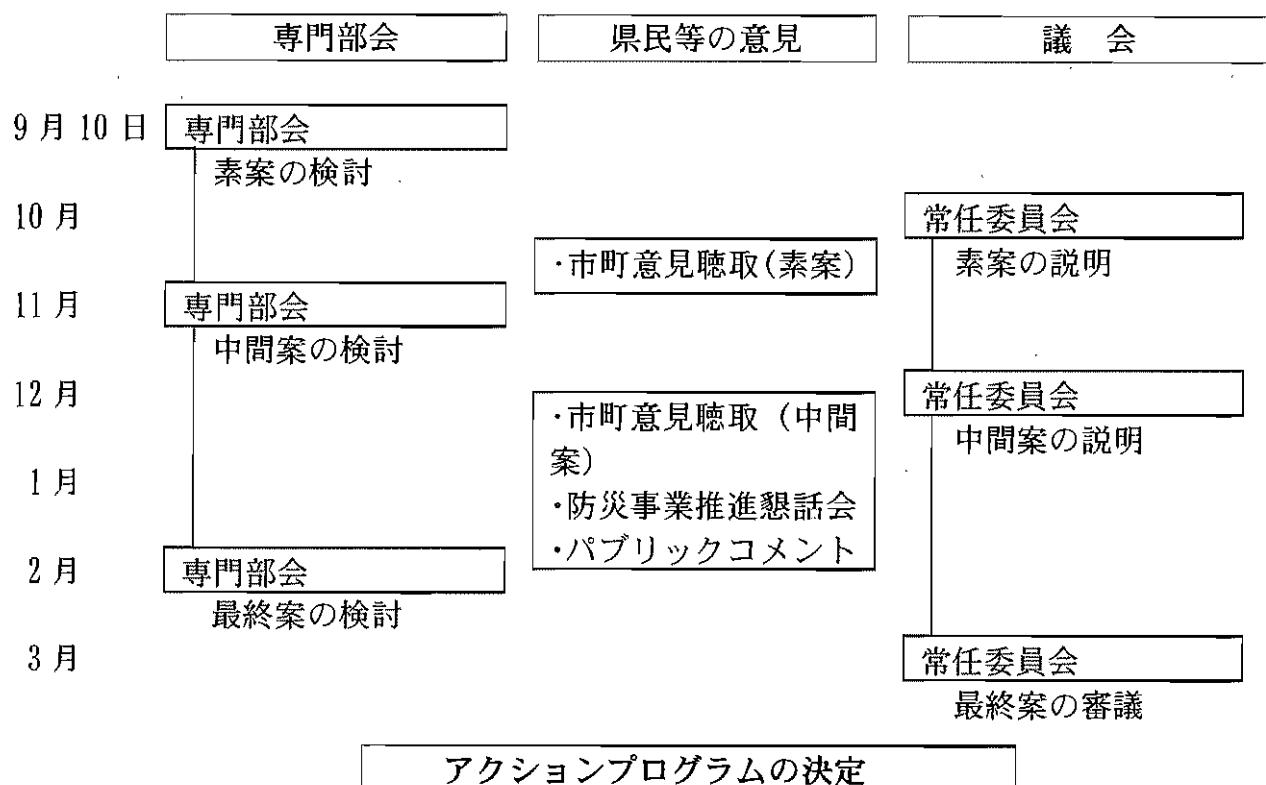
### 第3次三重地震対策アクションプログラム検討専門部会委員

（敬称略 五十音順） 17名

委員氏名	職 名
青木 薫	鈴鹿市防災安全課長（市代表）
伊藤 真理	東員町社会福祉協議会
川北 悟司	三重県消防長会 会長（四日市市消防長）
川口 淳	三重大学大学院工学研究科准教授
河田 恵昭	関西大学理事・社会安全学部長・教授 【委員長】
木村 玲欧	富士常葉大学大学院環境防災学研究科准教授
糸内 利雄	四日市市民防災隊連絡協議会 会長
小西 達男	気象庁津地方気象台長
阪本 勉	中部電力株式会社三重支店総務部長
塩井 直彦	国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所長
竹田 寛	三重大学医学部附属病院長
谷口 繁喜	三重県消防協会 会長
南部 美智代	災害ボランティアネットワーク鈴鹿理事長
服部 哲也	東員町防災安全課長（町代表）
福森 清保	警察本部警備部長
横田 真二	総務省消防庁国民保護・防災部防災課長
東地 隆司	防災危機管理部長 【部会長】

#### 4 今後のスケジュール

専門部会等でいただいた意見を踏まえて中間案を作成していきます。



## 第3次三重地震対策アクションプログラム施策体系（案）と第2次三重地震対策アクションプログラム施策体系との比較表

## 第3次三重地震対策アクションプログラム

## 第2次三重地震対策アクションプログラム



## 5 三重県業務継続計画について

大規模地震発生時には、県庁自身も被災することが想定されますが、県の業務が長期間中断すると、県民生活および経済活動等に大きな支障が生じます。このため、大規模災害時の人やライフライン等利用可能な資源に制約がある状況下において、「非常時優先業務」（三重県地域防災計画に基づく災害応急対策業務、及び継続性の高い通常業務）を特定し、業務継続に必要な資源の確保・配分等、必要な措置を講じることにより、県が適切に業務を継続、再開できるよう、あらかじめ計画を策定しておく必要があります。

三重県業務継続計画では、前提となる災害を特定し、その被害を想定した上で、「非常時優先業務」の抽出、業務開始目標時間の設定、非常時優先業務を実施するための職員や執務環境等の必要資源の確保等を把握し、生じる課題解決のための対策について検討します。

### 1 業務継続計画の目標

- ① 県民の生命、身体、生活及び財産を守るとともに、そのための災害応急対策業務に万全を尽くします。
- ② 県民生活等への影響を最小限にとどめるため、中断が許されない通常業務の継続・早期再開に努めます。
- ③ 以上の業務を継続するための必要資源の確保に努めます。

### 2 業務継続のための基本的な対応方針

- ① 県民の生命、身体及び財産を守るため、災害対応を中心とした非常時優先業務を優先して実施し、災害応急対策業務は最優先とします。
- ② 非常時優先業務に必要な資源の確保・配分については、全庁横断的に調整します。
- ③ 通常業務は、積極的に休止・抑制し、非常時優先業務に影響を与えない範囲で順次再開します。

### 3 計画の前提となる危機事象

#### 【想定地震】

東海・東南海・南海地震連動発生の場合とします。

#### 【想定時間】

冬の早朝5時に発災した場合とします。

## 4 非常時優先業務の選定に向けた取組

### (1) 業務継続検討の対象とする組織の範囲

知事部局、企業庁、病院事業庁、教育委員会のそれぞれ本庁及び地域機関、各行政委員会とします。

### (2) 非常時優先業務の定義

「非常時優先業務」は、発災後2週間（業務開始実施環境が概ね整うものと考えられる時間までの期間）以内に着手しなければならず、かつ、1か月以内に「目標レベル（※）」に到達していなければならない業務とします。

#### ※「目標レベル」

発災時において最低限確保すべき行政サービス水準をいう。

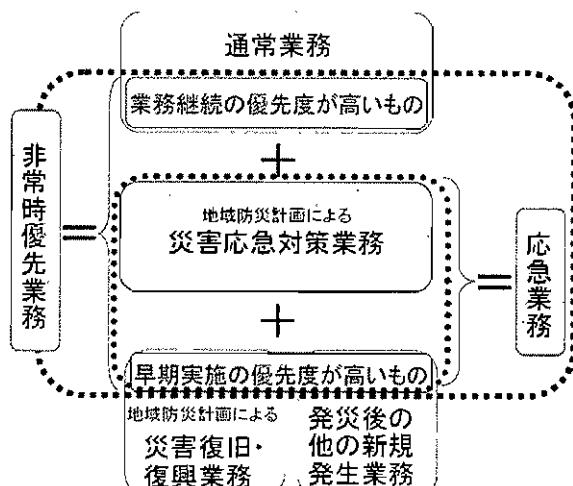
（例）

非常時優先業務：

災害対策本部の設置運営

目標レベル：

災害対策本部を速やかに設置するとともに、災害対策本部員会議を発災後1～2時間以内に開催する。



非常時優先業務のイメージ

### (3) 非常時優先業務の選定に関する基本的な考え方

- ① 非常時優先業務ごとに、業務開始目標時間（※）を設定します。
- ② 非常時優先業務のうち、災害応急対策に係る内容については、「三重県災害対策活動実施要領」に掲げる県災害対策本部の各部所掌事務を基本として、地震発生時に生じると想定される具体的な業務を非常時優先業務として選定します。
- ③ 非常時優先業務のうち、通常業務に係る内容については、特に継続実施が不可欠な業務を非常時優先業務として選定します。
- ④ 本計画検討の前提としている発災時間以外（時間内）に地震が発生した場合や、大規模水害時における適用も視野に入れて、非常時優先業務を選定します。

#### ※「業務開始目標時間」

非常時優先業務について、発災後のいつ頃までに業務を開始・再開する必要があるかを検討した結果、それぞれの業務の開始・再開の目標とする時期のこと。

ここで「開始・再開」とは単に一部に着手することを意味するのではなく、一定程度の業務が実施される状態を指す。

## 5 庁内における必要資源確保に関する検討

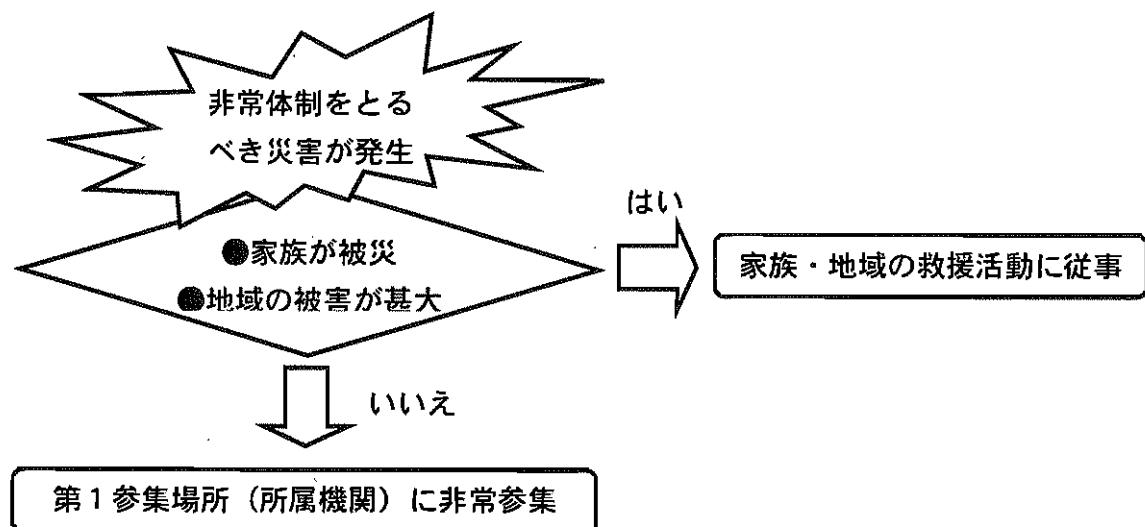
### ○発災時に参集可能な職員数の把握

大規模地震発生時（非常体制時）の職員参集場所、参集所要時間等

※非常体制時の参集については、以下のフロー図参照

### ○業務継続のための資源、環境（庁舎、電力、情報通信、エレベーター、空調、什器、職員用食料・生活用品・トイレ等）の現状把握及び確保方策

（参考）「非常時職員参集場所」フロー図



## 6 今後の予定

平成22～23年度の2カ年で、国立大学法人三重大学と連携を図りながら、国や他県の業務継続計画も参考に原案の作成、庁内調整、有識者の意見聴取を経て策定していきます。

現在、非常時優先業務の抽出、職員等必要資源の確保状況の把握に着手したところであり、今後これらをとりまとめ、想定される業務執行上の課題解決のための対策について検討を進めることとしており、進捗状況について平成22年度中に中間報告をします。

# 業務継続計画の構成（案）

## 1 業務継続計画の基本的な考え方

業務継続計画の概要  
業務継続計画の目標  
業務継続のための基本的な対応方針  
など

## 2 計画の前提となる危機事象と被害想定

前提となる危機事象  
(東海・東南海・南海地震連動発生の場合)  
地震被害想定の概要  
など

## 3 非常時優先業務

非常時優先業務の定義  
非常時優先業務の概要  
など

## 4 業務継続のための課題と対策

業務継続のための執務体制の整備及び確保  
災害対策本部設置、職員の参集など初動体制の整備  
指揮命令系統の確立及び権限の代行  
業務継続のための執務環境の整備及び確保  
執務環境、通信、情報システム基盤の整備、確保  
その他業務継続のための課題と対策  
など

## 5 今後の取組（計画の推進）

業務継続計画推進体制の設置  
研修・訓練の実施  
など

## 6 三重県復旧・復興マニュアル（仮称）について

三重県は、現在も含めて近い将来に東海・東南海・南海地震が同時に発生し、甚大な被害が発生することが想定されています。

このような大規模災害発生時には、災害発生後の救援・救助等の応急対策から早期の復旧・復興対策が求められ、県民の安定した生活を早い時期に取り戻すことが必要になります。

こうしたことから、被災者の生活、まち、さらに地域経済の再生、そして発展のために長期間にわたって継続的に実施することが必要な復興対策について、迅速かつ的確な対応が取れるよう、「三重県復旧・復興マニュアル（仮称）」を策定します。

### 1 基本的な考え方

復興には、県民が主体となって、生活再建に加えて、まちの再生、経済復興にあたっていただくことが欠かせません。このため、県と市町が互いに役割を認識し、県民の意欲と活力を取り戻す復旧・復興に向けた対策を迅速かつ的確に実施していくためのマニュアルにしていきます。

災害発生後、すみやかに復興対策本部を設置したうえで、復興に向けた基本方針、基本目標などを定め、応急対策から復旧対策、さらに復興対策へ円滑・効率に移行するための手順等とします。

#### （1）復旧・復興の時期・定義

復旧・復興期は、「被災者が、一応の生命・資産等の安全が図られた〈応急対策期〉から、元の生活と同程度の生活を取り戻す〈復旧対策期〉、そして、より安全・安心で活力あふれる豊かな状態・機能に作り変えていく〈復興対策期〉まで」と定義します。

#### （2）前提とする被害

##### 【災害の種類】

前提とする災害規模は、災害による地域的な被害が大きく、市町に災害救助法が適用されるなど、生活再建への一定の取り組みが必要とされる災害を対象とします。

具体的な災害の種類としては、東海・東南海・南海地震や内陸直下型地震などの地震災害だけでなく、伊勢湾台風のような大規模な風水害や土砂災害、高潮等も対象とします。

#### **【前提条件】**

県内に最も甚大な被害を及ぼすと想定される最悪のケースが、それよりも被害が少ない災害に対応できると考えられることから、「東海・東南海・南海地震の同時発生」の場合の被害想定を前提条件とします。

#### **【対象地域】**

本県全域とします。

### **(3) 三重県地域防災計画の充実**

地域防災計画に新たに「復興編」を設け、復興対策本部の設置や復興計画の策定、分野別復興施策の主要事項等について記載し、地域防災計画の充実を図ることとします。

### **2 マニュアルの構成**

マニュアルの構成（案）は、別紙のとおりです。

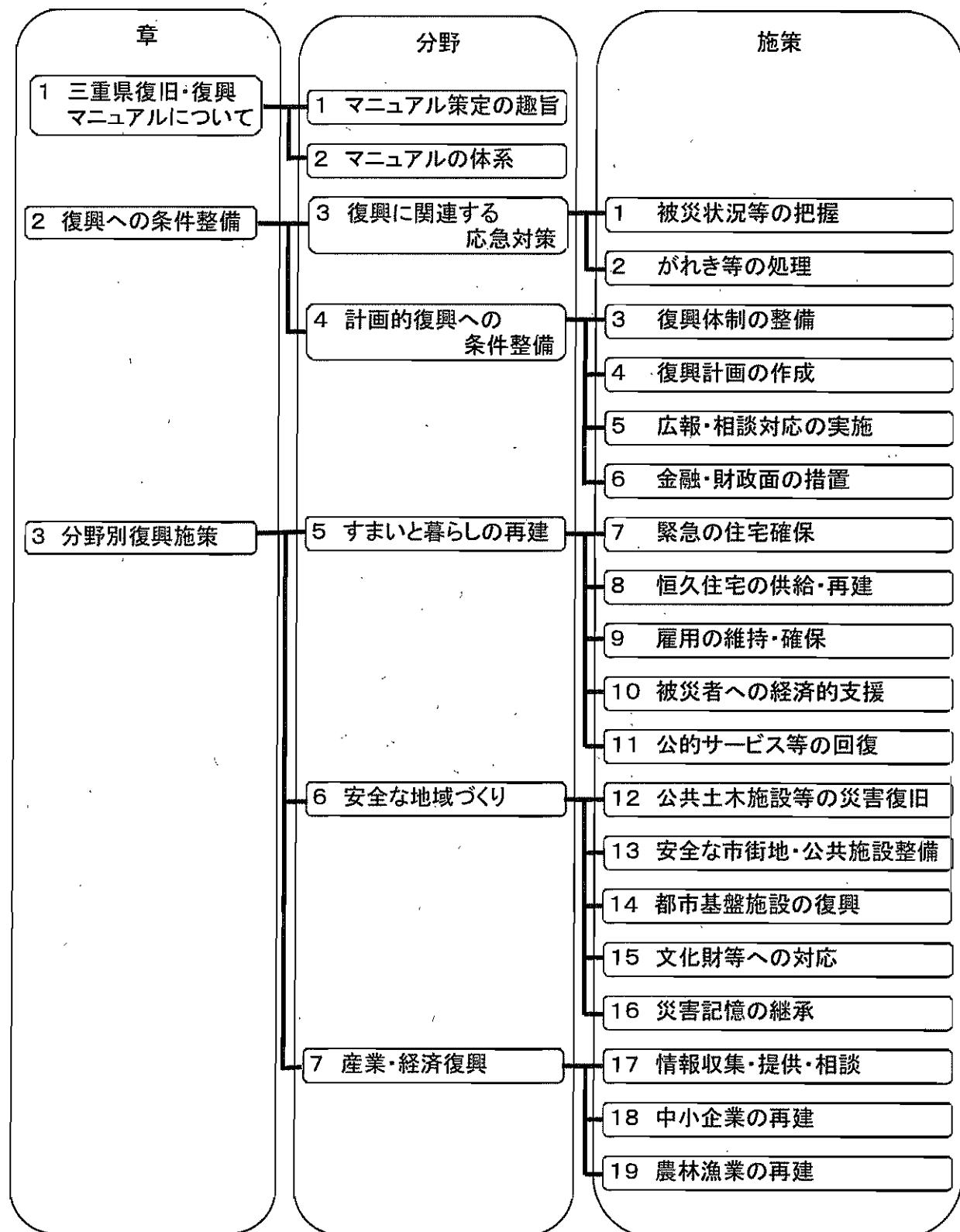
施策の下に、具体的に実施する対策を項目として整理し、各対策の目的・流れ・所管・実施目標時期・手順・方法を記載します。

### **3 今後の予定**

平成22～23年度の2カ年で、国立大学法人三重大学と連携を図りながら、国や他県のマニュアルも参考に原案の作成、府内調整、有識者の意見聴取を経て策定していきます。

現在、復興体制や復興計画のあり方の検討、分野別復興施策の個別シート作成を進めており、今後これらを素案としてとりまとめ、市町・有識者等から広く意見を聴いたうえで、復旧・復興マニュアルに反映させていくこととしており、進捗状況について平成22年度中に中間報告をします。

## 三重県復旧・復興マニュアル(仮称)の構成(案)



## 7 消防の広域化について

### 1 現 状

平成20年3月に策定した「三重県消防広域化推進計画」に基づき、国の定める広域化の期限（平成24年度末）内に、広域化の第一段階である8ブロックの実現に向け、単独消防本部の2ブロックを除く6ブロックにおいて、広域化の対象となる市・町長の了解を得ながら、広域化の推進に取り組んでいます。

#### 【平成22年度の取組状況】

##### ①四日市・菰野ブロック

- ・消防広域化研究会の開催  
(研究会：H22年4月28日)  
(専門部会：H22年6月1日、  
9月27, 28日)

##### ②鈴鹿・亀山ブロック

- ・消防の諸課題に関する勉強会に向けた調整

##### ③伊賀ブロック

- ・広域消防運営計画策定委員会の開催  
(専門部会：H22年5月7, 12, 18, 21日、  
8月17, 24, 25, 26日)

##### ④伊勢志摩ブロック

- ・消防防災研究会の開催  
(研究会：H22年5月6日)

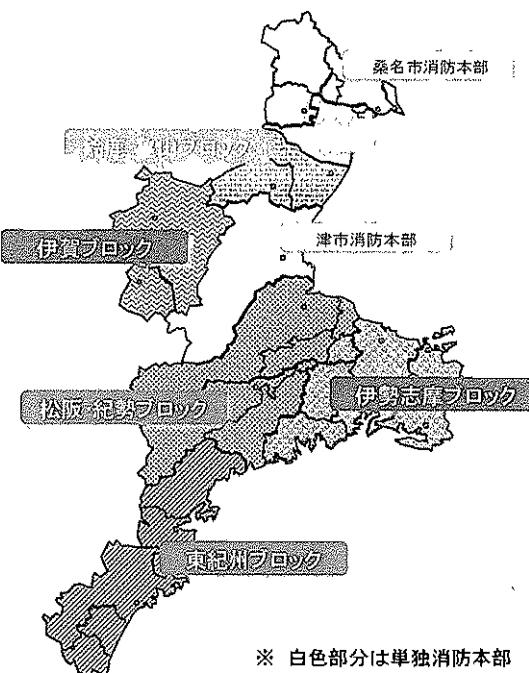
##### ⑤松阪・紀勢ブロック

- ・消防の諸課題に関する勉強会に向けた調整

##### ⑥東紀州ブロック

- ・消防のあり方勉強会の開催  
(専門部会：H22年5月11日)

本県における広域化対象市町の組合せ



※ 白色部分は単独消防本部

- \* 委員会：消防関係者や学識経験者等を委員として広域化に向けた協議や検討を行う場。
- \* 研究会：消防本部が広域化等について研究を行う場。
- \* 勉強会：広域化に限らず消防における諸課題について意見交換を行う場。
- \* 専門部会：委員会、研究会及び勉強会の下部組織で、総務、警防通信、予防等の分野ごとに調査を行う場。

### 2 今後の取組

伊賀ブロックの委員会、伊勢志摩ブロック及び四日市・菰野ブロックの研究会、東紀州ブロックの勉強会における取組を引き続き支援していきます。

また、その他のブロックについても、消防救急無線のデジタル化の県域整備を支援していくとともに、通信指令台の共同運用等消防の諸課題に関する勉強会の開催に向けて働きかけていきます。

## 8 審議会等の審議状況について

(平成22年6月7日～平成22年9月14日)

### 1 三重県防災会議

1 審議会等の名称	三重県防災会議
2 開催年月日	平成22年6月29日
3 委員	会長 三重県知事 野呂 昭彦 委員 中部管区警察局長 綿貫 茂 他45名
4 諮問事項	1 「三重県地域防災計画（風水害対策編）」 平成22年修正案について 2 「三重県地域防災計画（震災対策編）」 平成22年修正案について 3 「三重県水防計画」平成22年修正案について
5 調査審議結果	上記3件の平成22年修正内容について承認
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県防災会議第3次三重地震対策アクションプログラム検討専門部会
2 開催年月日	平成22年8月12日【第1回】 平成22年9月10日【第2回】
3 委員	部会長 防災危機管理部 部長 東地 隆司 委員 関西大学 理事・社会安全学部長 河田 恵昭 外15人
4 諮問事項	「第3次三重地震対策アクションプログラム」の策定について
5 調査審議結果	上記のアクションプログラム策定について検討
6 備考	三重県防災会議に関する条例第4条第1項

### 2 三重県石油コンビナート等防災本部員会議

1 審議会等の名称	三重県石油コンビナート等防災本部員会議
2 開催年月日	平成22年6月29日
3 委員	本部長 三重県知事 野呂 昭彦 本部員 中部管区警察局長 綿貫 茂 他22名
4 諮問事項	「三重県石油コンビナート等防災計画」平成22年修正案について
5 調査審議結果	上記の平成22年修正内容について承認
6 備考	

### 3 三重県救急搬送・医療連携協議会【健康福祉部と共管】

1 審議会等の名称	三重県救急搬送・医療連携協議会
2 開催年月日	平成22年8月31日【第2回】
3 委員	部会長 三重大学医学部附属病院 院長 竹田 寛 委員 三重県医師会 副会長 青木 重孝 外23人
4 記問事項	「傷病者の搬送及び受け入れの実施基準」の策定について
5 調査審議結果	上記の実施基準の策定について協議
6 備考	消防法第35条の5第2項第1号～7号基準

1 審議会等の名称	三重県救急搬送・医療連携協議会搬送基準専門部会
2 開催年月日	平成22年6月21日【第2回】 平成22年8月3日【第3回】
3 委員	部会長 三重大学医学部附属病院 院長 竹田 寛 委員 三重県医師会 副会長 青木 重孝 外16人
4 記問事項	「傷病者の搬送及び受け入れの実施基準」の策定について（医療機関を分類する基準等）
5 調査審議結果	上記の実施基準に関する検討
6 備考	消防法第35条の5第2項第1号、2号、6号基準

1 審議会等の名称	三重県救急搬送・医療連携協議会メディカルコントロール専門部会
2 開催年月日	平成22年6月28日【第2回】 平成22年7月15日【第3回】
3 委員	部会長 三重県医師会 理事 小林 篤 委員 市立四日市病院救急救命センター センター長 市原 薫 外17人
4 記問事項	「傷病者の搬送及び受け入れの実施基準」の策定について（メディカルコントロール体制の整備等）
5 調査審議結果	上記の実施基準等に関する検討
6 備考	消防法第35条の5第2項第3号、4号、5号基準

## 報告 平成22年度「みえ風水害対策の日」防災フェアの概況

県では、三重県防災対策推進条例において、伊勢湾台風が襲来した9月26日を「みえ風水害対策の日」として定めています。

自然災害からの減災を目指し、伊勢湾台風の教訓を風化させることなく、風水害の恐ろしさや災害への備えの大切さなどを次世代に伝え、安全・安心で災害に強い県土づくりを進めていくことを目的に、啓発イベントとして「みえ風水害対策の日」防災フェアを開催しました。

### 1 日時及び開催場所

- (1) 日時 平成22年9月26日(日) 午前10時から午後3時
- (2) 開催場所 三重県立熊野古道センター(尾鷲市向井12-4)

### 2 来場者 約800名

### 3 事業内容

#### (1) 「みえ防災標語」表彰式

学校や家庭、職場などにおいて風水害や地震に対する防災意識の高揚を図ることを目的として、平成22年8月2日(月)から9月3日(金)までに募集したところ、2,021の応募がありました。

応募作品の中から、防災の大切さ、ポイントを簡潔に表現し、三重県の防災啓発につながる優秀な11作品(別紙)を選考委員会において「みえ防災標語」として決定し、「みえ防災標語」の受賞者に対して、知事から賞状及び副賞の授与が行なわれました。

#### (2) 防災講演会

テーマ:「向こう三軒両隣、みんなで助け合うために」

講 師:特定非営利活動法人 災害ボランティアネットワーク鈴鹿  
理事長 南部美智代氏

#### (3) その他

##### ①展示コーナー

過去の災害時の写真や、防災に関するパネル等の展示

##### ②映像コーナー

伊勢湾台風等の過去に大きな被害をもたらした災害の映像や、大地震を想定した津波のCG映像等の放映

##### ③体験コーナー

防災啓発車での地震体験や消防車による放水体験等

##### ④防災クイズ

来場者参加型の防災クイズ大会

### 4 今後の対応

今回決定した「みえ防災標語」について、県や市町、防災関係機関等の啓発活動に活用していくとともに、今後も県民の皆さんの防災意識が向上するように、啓発事業を実施していきます。

## 別 紙

### 平成22年度「みえ防災標語」受賞作品

#### ○小学校3年生以下の部

##### ・最優秀賞

ひなんばしょ かぞくみんなで はなしあう

(尾鷲市立尾鷲小学校2年 千々岩 愛華さん)

##### ・優秀賞

じゅんびしよう いのちをつなぐ ひじょうしょく

(鈴鹿市立飯野幼稚園年長 鈴木 そらさん)

##### ・特別賞

はな 話しあおう もしもの時の 行動を

(紀北町立上里小学校3年 川口 桃子さん)

#### ○小学校4～6年生の部

##### ・最優秀賞

ひ 日ごろから 「まさか」に備える 防災知識

(尾鷲市立宮之上小学校5年 野口 美幸さん)

##### ・優秀賞

くんれんを まじめにやって そなえよし

(尾鷲市立尾鷲小学校5年 北村 岬也さん)

##### ・特別賞

そなえよう いつかはくるよ 災害が

(鈴鹿市立国府小学校5年 西村 俊司さん)

#### ○中学生の部

##### ・最優秀賞

ひ 日ごろから 地域で呼びかけ 助けあい

(紀北町立三船中学校3年 岸本 榎太さん)

##### ・優秀賞

いしぎ その意識 あなたの命の 分かれ道

(紀北町立赤羽中学校3年 東 美範さん)

##### ・特別賞

まも 守りきれ じぶん いのち わが地域

(紀北町立三船中学校2年 片山 和樹さん)

#### ○一般（高校生以上）の部

##### ・最優秀賞

おおじしん 大地震 そなえて 謹んで まもる かぞく えがお

(津市 石原 幸広さん)

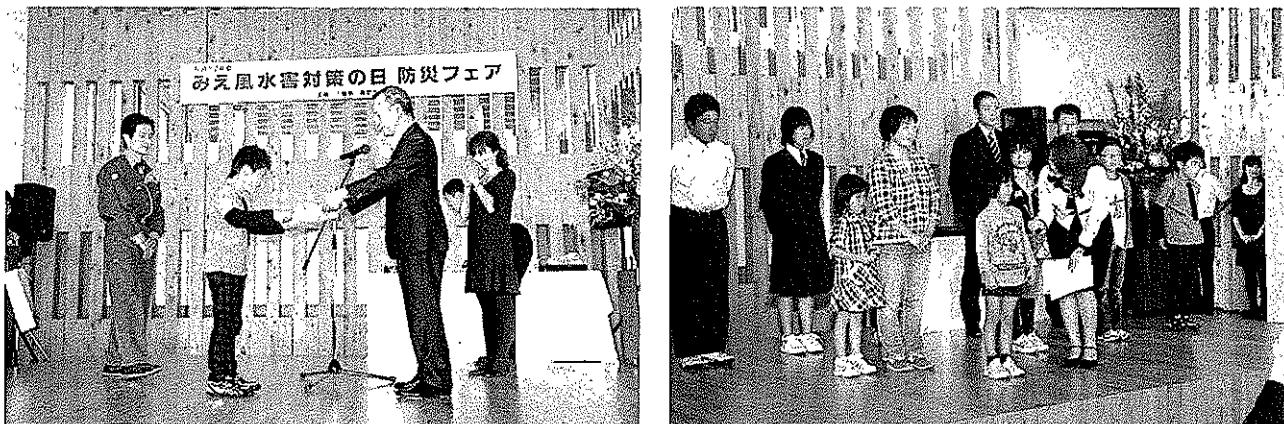
##### ・優秀賞

じじょきょうじょ 自助共助 ちいき 地域の絆で きずな

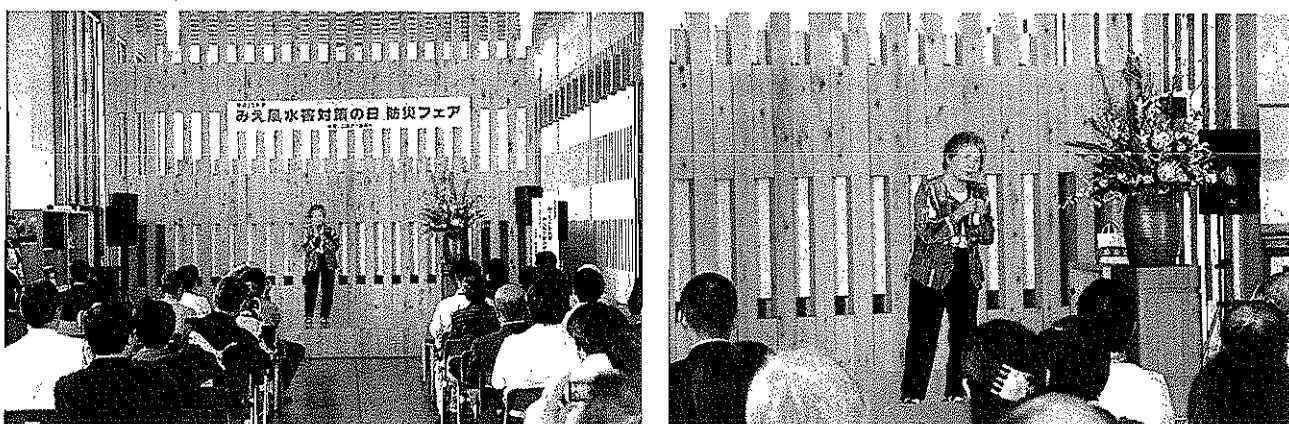
げんさい 減災を

(鈴鹿市 高野 吉雄さん)

○ステージコーナー  
防災標語表彰式



防災講演会



防災クイズ大会



○展示コーナー  
災害写真パネルの展示



自衛隊車両の展示



警察車両の展示



照明車(国土交通省)、消防車



○体験コーナー  
防災啓発車による地震体験



## 消防ポンプ車による放水体験



## ○その他 企業ブース



## 会場内様子

